

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休息日
のときは、その翌日)

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定
保険医療機関の指定

目次

土地改良区の定款の変更の認可 (二件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業の変更計画の決定

土地改良事業の適否の決定 (五件)

解除予定の保安林

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

都市計画事業の認可

海岸保全区域の指定

海岸保全区域の指定の一部改正

港湾区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域

◇告 鳥取県警察官採用試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
境港調剤薬局	境港市東本町三〇番地三	昭和五十六年二月二十七日

鳥取県告示第四百四十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	藤 田 医 院	所 在 地	岩美郡岩美町大字浦富一〇三〇	指 定 年 月 日	昭和五十六年二月一日
-----	---------	-------	----------------	-----------	------------

鳥取県告示第百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、邑美土地改良区の定款の変更を昭和五十六年二月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、勝田川土地改良区の定款の変更を昭和五十六年二月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百五十号

昭和五十五年十月三十一日付けで勝田川土地改良区から申請のあった土地改良（勝田川地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場及び東伯郡赤碓町大字佐崎二一―一番地 勝田川土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（加勢蛇川地区ほ場整備）事業の変更計画を

定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百五十二号

昭和五十五年十一月二十七日付けで境港市から申請のあつた土地改良(外江町芝地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十三号

昭和五十五年十二月二十七日付けで境港市から申請のあつた土地改良(余子地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十四号

昭和五十六年一月二十一日付けで日吉津村から申請のあった土地改良（日吉津地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十五号

昭和五十六年一月三十日付けで江府町から申請のあった土地改良（西成地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十六号

昭和五十六年二月二日付けで福部村から申請のあつた土地改良(海土地
区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地
改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において
準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律
第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字松神字西灘山一二七七の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第百五十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規
定に基づき、鳥取都市計画事業田島土地区画整理事業の事業計画の変更を
認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 組合の名称

鳥取市田島土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和四十九年十月四日から昭和五十九年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市田島字前田下通り壹、字前田下通り貳、字池端田測通り、字前

畑ヶ、字宮ノ下、字東土居及び字西土居の各一部並びに字池端中道通りの全部、松並町一丁目の一部並びに田園町三丁目の一部

四 事務所の所在地

鳥取市尚徳町一一六番地

鳥取市建設部開発課内

五 設立認可の年月日

昭和四十九年十月一日

六 事業年度

昭和四十九年度から昭和五十八年度まで

七 公告の方法

鳥取市役所及び三の施行地区周辺の鳥取市の掲示場に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十六年二月六日

鳥取県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業七―五―一号永楽富安線

三 事業施行期間

昭和五十六年二月十三日から昭和五十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市富安及び富安二丁目地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第百六十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

海岸名	区	域
鳥取県中海	(A区域)	
沿岸境港海	次の基点一、基点二、補助点二―一及び補助点二―一の各点を順次に直線で結んだ線及び補助点二―一と基点一とを直線で結んだ線によって囲まれた区域	
岸弓浜地区		
海岸		基点一 境港市新屋町字寄会前三二六八番二地先の標柱

基点二 基点一から三三四度四分三七二・〇メートルの点
 補助点一〇一 基点一から六五度四分一五二・〇メートルの点
 補助点二〇一 基点二から六六度四分一八八・〇メートルの点

(B区域)

次の基点一から基点十五までの各点を順次に直線で結んだ線並びに基点十五、補助点十三一三、補助点十三一二、補助点十三一一、補助点十二一一、補助点十一一一、補助点十一一、補助点四一一、補助点二一二、補助点二一一、補助点一一一及び基点一の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点一 境港市福定町字笹津向一八一四番六地先の標柱
 基点二 基点一から三五〇度〇〇分三一八・〇メートルの点
 基点三 基点二から三五五度三〇分七〇五・〇メートルの点
 基点四 基点三から九〇度〇〇分三八五・〇メートルの点
 基点五 基点四から三三一度一分九・五メートルの点
 基点六 基点五から五七度三〇分三三二・〇メートルの点
 基点七 基点六から一四七度三〇分八・三メートルの点
 基点八 基点七から五七度三〇分一〇四六・〇メートルの点
 基点九 基点八から三三〇度二分七・四メートルの点
 基点十 基点九から五七度三〇分四二・〇メートルの点
 基点十一 基点十から三九度四分五〇七・〇メートルの点
 基点十二 基点十一から三四度三四分四七・〇メートルの点
 基点十三 基点十二から三八度二分一七〇・〇メートルの点
 基点十四 基点十三から一度九分二六八・〇メートルの点

基点十五 基点十四から七八度二分六〇・〇メートルの点
 補助点一〇一 基点一から八六度〇九分二三二・〇メートルの点
 補助点二〇一 基点二から八〇度三二分二二六・〇メートルの点
 補助点二一二 基点二から八〇度三二分四六七・〇メートルの点
 補助点四一一 基点四から一六七度三六分五四・〇メートルの点
 補助点十一一 基点十から一四〇度三一分五九・〇メートルの点
 補助点十一一 基点十一から一三四度〇一分六〇・〇メートルの点
 補助点十二一 基点十二から一一五度三六分五九・〇メートルの点
 補助点十三一 基点十三から一七五度一分八四・〇メートルの点
 補助点十三一二 基点十三から一六五度四七分七七・〇メートルの点
 補助点十三一三 基点十三から一一七度二分六四・〇メートルの点

鳥取県告示第百六十一号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表の鳥取県中海沿岸境港海岸弓浜地区海岸の項を削る。

鳥取県告示第百六十二号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第五条第四項の規定に基づき、港湾区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長が管理する区域を次のとおり定める。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 港湾管理者の長の氏名

境港港湾管理者の長 境港管理組合管理者 鳥取県知事 平林鴻三

二 港湾管理者の長が管理する区域

鳥取県鳥取沿岸境港海岸弓浜地区海岸に係る次の海岸保全区域のうち、境港の港湾区域及び港湾隣接地域を除いた部分

海岸名	区 域
鳥取県中海沿岸境港海岸弓浜地区	<p>(A区域)</p> <p>次の基点一、基点二、補助点二一一及び補助点一一一の各点を順次に直線で結んだ線及び補助点一一一と基点一とを直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点一 境港市新屋町字寄会前三二六八番二地先の標柱</p> <p>基点二 基点一から三三四度四分三七二・〇メートルの点</p> <p>補助点一一一 基点一から六五度四分一五二・〇メートルの点</p> <p>補助点二一一 基点二から六六度四分一八八・〇メートルの点</p> <p>(B地域)</p> <p>次の基点一から基点十五までの各点を順次に直線で結んだ線並びに基点十五、補助点十三一三、補助点十三一二、補助点十三一一、補助点十二一一、補助点十一一一、補助点十一一二、補助点十一一三、補助点十一一四、補助点十一一五、補助点十一一六、補助点十一一七、補助点十一一八、補助点十一一九、補助点十一二〇、補助点十一二一、補助点十一二二、補助点十一二三、補助点十一二四、補助点十一二五、補助点十一二六、補助点十一二七、補助点十一二八、補助点十一二九、補助点十一三〇、補助点十一三一、補助点十一三二、補助点十一三三、補助点十一三四、補助点十一三五、補助点十一三六、補助点十一三七、補助点十一三八、補助点十一三九、補助点十一四〇、補助点十一四一、補助点十一四二、補助点十一四三、補助点十一四四、補助点十一四五、補助点十一四六、補助点十一四七、補助点十一四八、補助点十一四九、補助点十一五〇、補助点十一五一、補助点十一五二、補助点十一五三、補助点十一五四、補助点十一五五、補助点十一五六、補助点十一五七、補助点十一五八、補助点十一五九、補助点十一六〇、補助点十一六一、補助点十一六二、補助点十一六三、補助点十一六四、補助点十一六五、補助点十一六六、補助点十一六七、補助点十一六八、補助点十一六九、補助点十一七〇、補助点十一七一、補助点十一七二、補助点十一七三、補助点十一七四、補助点十一七五、補助点十一七六、補助点十一七七、補助点十一七八、補助点十一七九、補助点十一八〇、補助点十一八一、補助点十一八二、補助点十一八三、補助点十一八四、補助点十一八五、補助点十一八六、補助点十一八七、補助点十一八八、補助点十一八九、補助点十一九〇、補助点十一九一、補助点十一九二、補助点十一九三、補助点十一九四、補助点十一九五、補助点十一九六、補助点十一九七、補助点十一九八、補助点十一九九、補助点一二〇〇、基点八から三七度三分七・四メートルの点</p>

- 基点十 基点九から五七度三〇分四二・〇メートルの点
- 基点十一 基点十から三九度四二分五〇七・〇メートルの点
- 基点十二 基点十一から三四度三四分四七・〇メートルの点
- 基点十三 基点十二から三八度二〇分一七〇・〇メートルの点
- 基点十四 基点十三から一度九分二六八・〇メートルの点
- 基点十五 基点十四から七八度二八分六〇・〇メートルの点
- 補助点一 基点一から八六度〇九分三三・〇メートルの点
- 補助点二 基点二から八〇度三二分二六・〇メートルの点
- 補助点三 基点三から八〇度三二分二六・〇メートルの点
- 補助点四 基点四から一六七度三六分五四・〇メートルの点
- 補助点十一 基点十から一四〇度三一分五九・〇メートルの点
- 補助点十二 基点十一から一三四度〇一分六〇・〇メートルの点
- 補助点十三 基点十二から一一五度三六分五九・〇メートルの点
- 補助点十四 基点十三から一七五度一四分八四・〇メートルの点
- 補助点十五 基点十四から一六五度四七分七七・〇メートルの点
- 補助点十六 基点十五から一一七度二一分六四・〇メートルの点

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和56年2月13日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

- 1 試験の名称
昭和55年度第2回鳥取県警察官採用試験
- 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官(A)	約 6 名
警察官(B)	約 9 名

- 3 対象となる職種
警察に勤務する公安職給料表7等級の係員（巡査）の職給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として次の表に掲げる給料のほか諸手当が支給される。

試験の区分	給料月額
警察官(A)	107,000円
警察官(B)	92,000円

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格	格
警察官(A)	学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は当該大学若しくは学校を昭和56年3月31日までに卒業する見込みの者	昭和28年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた男子
警察官(B)	上記以外の者	昭和28年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた男子

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)、論文(作文)試験、適性検査及び身体検査とし、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和56年3月1日(日)

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和56年3月中旬に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220番地)にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験、体力検査、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和56年3月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和56年3月下旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、試験の区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に記載される。

採用は、この名簿に基づき提示した者の中からおこなわれる。

10 受験の手續

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和56年2月13日(金)から同月26日(木)まで(白曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、昭和56年2月26日までに到着したものに限り受け付ける。

ただし、特別の事情のある者については、第1次試験当日各試験場において受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(ただし、土曜日は、12時まで)

11 その他

(1) 受験手續その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、60円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基 準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸 囲	78センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、きょう正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴 力	正常であること。
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。